

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	42	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容 （概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第三項に規定する発電設備）（※）に係る課税標準の特例について、2年間延長する。 ※太陽光発電設備、風力発電設備、中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>上記設備について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を、以下の価格に軽減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電設備（自家消費型に限る）、風力発電設備：課税標準となるべき価格の2/3 ・ 中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備：課税標準となるべき価格の1/2 <p>※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に軽減率を設定できる「わがまち特例」を適用する。 （太陽光、風力については1/2～5/6の間で設定。中小水力、地熱、バイオマスについては1/3～2/3の間で設定。）</p>		
関係条文	地方税法附則第15条第32項		
減収見込額	<p>[初年度] - (▲ 8,338) [平年度] - (▲ 8,338)</p> <p>[改正増減収額] +14,800 (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>非化石エネルギーの開発・利用の促進やエネルギー源の多様化・分散化を推進し、エネルギーの安定供給の確保、環境への適合といった国家的な課題に対応しつつ、国際的に競争力のある経済活動を持続させることを目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>平成26年4月に閣議決定された「エネルギー基本計画」、及びそれに基づき、平成27年7月に策定した長期エネルギー需給見通しでは、2030年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を22～24%とするという目標が掲げられた。2015年度における発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合は14.6%（水力を除いて6%）であり、目標達成に向けた施策の展開が求められている。</p> <p>再生可能エネルギーはエネルギー自給率の向上に寄与し、地域における新産業の立地や雇用創出等の地域活性化の観点からも重要であるが、依然として導入段階の費用負担が課題となっている。このため、再生可能エネルギー発電設備を取得する者に税制上の措置を設け、設備保有初期段階の負担軽減を図ることにより、再生可能エネルギーの導入を促進することが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		
ページ		42—1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・環境 5-2 新エネルギー・省エネルギー
	政策の達成目標	○長期エネルギー需給見通し（平成27年7月） 2030年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を22～24%とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	平成32年3月31日までの2年間の延長
	同上の期間中の達成目標	2030年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を22～24%とする。
有効性	政策目標の達成状況	発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合（目標：2030年度に22～24%）（出典：総合エネルギー統計（確報値）、電力調査統計（確報値）等より資源エネルギー庁試算 ※（）内は水力を除く数値 2012年度 10.1%（2.9%） 2013年度 11.0%（3.5%） 2014年度 12.7%（4.7%） 2015年度 14.6%（6%） 再生可能エネルギーの電源構成に占める割合は現在14.6%（水力を除いて6%）であり、目標達成には、本税制措置により一層の導入を促す必要がある。
	要望の措置の適用見込み	平成30年の適用件数 309件（見込み） 推計方法：太陽光発電設備については、平成28年度再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付決定件数と同程度の導入があるものとし推計。その他の電源については、固定価格買取制度の認定を受けて平成28年に稼働した再生可能エネルギー発電設備と同程度の導入があるものとして推計。
有効性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本税制措置により、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができる。また、再生可能エネルギーの導入により地域でのエネルギーの安定供給が図られるとともに、地域の産業創出や雇用確保等、地域活性化等の効果が期待できる。 再生可能エネルギー発電設備の累積導入量は、平成24年6月末までで約2,060万kWであったところ、さらに、平成24年7月に固定価格買取制度が開始して以降、平成29年3月末までに累計約3,539万kWの導入があり、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた各種施策の効果が現れている。 平成27年度に実施したアンケート調査によると、固定価格買取制度の認定設備について、全体の約7割が特例措置を活用したと回答している。このことから、固定価格買取制度開始以降の導入量3,539万kWのうち、本措置の対象設備導入量※の約2,521万kW中、約1764.7万kWにおいて本税制措置による導入促進効果があったとみられる。 ※対象設備導入量3,539万kWから、太陽光発電設備導入量1,018万kW（10kW未満及び平成28年度以降の10kW以上太陽光発電設備導入量）を除いた数字

	当該要望項目以外の税制上の支援措置	○先進的省エネ・再エネ投資促進税制（国税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	○予算措置（平成 29 年度） 地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金（63.0 億円）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>課税標準の特例は、設備保有後の運転初期段階におけるキャッシュフロー負担を軽減するもの。他の支援措置と比較して、設備取得者があまねく恩恵を受けることができ、すそ野の広い支援措置であることが特徴である。他の支援措置の目的等は以下のとおり。</p> <p>○再生可能エネルギーの固定価格買取制度 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電したエネルギーを、電力会社が、政府が定めた調達価格・調達期間買い取る制度。採算性に不安定要素が多い事業に対して、長期の事業期間にわたりランニング面で支援するもの。</p> <p>○財政投融资（日本政策金融公庫） 資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、低利融資を行うことで、再生可能エネルギー発電設備等の導入に必要な資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利息の低減を図ることにより、イニシャル面及びランニング面で支援するもの。</p>
相当性	要望の措置の妥当性	<p>平成 24 年 7 月の固定価格買取制度開始後、平成 29 年 3 月末時点で新たに運転を開始した再生可能エネルギー発電設備は約 3, 539 万 kW であり、認定量は約 8 割、導入量は 9 割以上を太陽光発電が占めている。一方太陽光以外の電源については、固定買取制度開始から 5 年が経過してもなお、制度開始前と比較して導入が十分加速されていない状況である。そのため、再生可能エネルギーの特性や実態を踏まえつつ、バランスの取れた導入を進めるべく、普及状況の違いに応じて措置の内容を検討することが必要である。</p> <p>エネルギーミックスにおける太陽光の導入見通しは約 6, 400 万 kW であるのに対して、平成 29 年 3 月末時点での固定価格買取制度の設備認定を受けた太陽光発電（住宅＋非住宅）の設備容量は約 8, 454 万 kW である。しかし、改正 F I T 法施行に伴い、45.6 万件（同 2, 766 万 kW）が失効となる見込みであり、さらに土地確保や系統の空き容量等の理由で、全ての認定設備が運転開始に至るとは限らない見込みである。</p> <p>エネルギーミックスの水準実現のためには、太陽光の導入を引き続き進めていく必要がある。その上で、今後は太陽光発電の持つ需要地近接型の分散型電源という特徴を踏まえた導入を促進するため、税制措置においては自家消費型の導入を支援する。</p> <p>また、エネルギーミックスにおいては、「自然条件によらず安定的な運用が可能な地熱・水力・バイオマスにより原子力を置き換えることを見込む。これら電源について、環境面や立地面等の制約を踏まえつつ実現可能な最大限まで導入することを見込む」、「大規模風力の活用等により最大限の導入拡大を図る」との方針が示された。これを実現するためには、安定的に運用可能なベースロード電源を中心に、最大限の導入拡大へ向けたインセンティブ措置が必要である。これらの設備は、エネルギー源の特性を踏まえ、引き続き固定価格買取制度の設備認定を受けた設備を特例措置の対象とし、固定価格買取制度と合わせて導入拡大を進めていく。</p> <p>再生可能エネルギー発電設備は導入コストが高く、導入初期の固定資産税の支払いは設置者の負担となっている。また、発電設備は導入初期に不具合への対処や様々な技術的調整を必要とする場合があり、当初の想定どおり発電することができず、収入が安定しない中で固定資産税の支払いが求められる点も負担となっている。導入当初の固定資産税を軽減する本措置は、再生可能エネルギーを導入する者のキャッシュフロー改善を通じ、導入量の増加や導入時期の早期化等の導入押し上げ効果が期待できるものであり、再生可能エネルギーの導入に極めて有効である。そのため、課税標準の軽減措置を継続することで、長期的な投資インセンティブの確保による再生可能エネルギーの最大限導入を目指す。</p>
ページ	42—3	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 25 年 適用件数 26,228 件 減収額 135 百万円 平成 26 年 適用件数 43,548 件 減収額 1,920 百万円 平成 27 年 適用件数 96,761 件 減収額 11,022 百万円 平成 28 年 適用件数 309 件（見込み） 減収額 14,103 百万円（見込み） 平成 29 年 適用件数 309 件（見込み） 減収額 13,361 百万円（見込み）</p> <p>（推計方法：太陽光発電設備については、平成 28 年度再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付決定件数と同程度の導入があるものとして推計。その他の電源については、固定価格買取制度の認定を受けて平成 28 年 1 月から 12 月の期間において稼働した再生可能エネルギー発電設備と同程度の導入があるものとして推計。）</p> <p>上記の適用件数のうち、平成 27 年までは FIT 認定を受ける太陽光発電設備も対象であり、全体の件数の 9 割超を占めていたが、平成 28 年からは太陽光発電の要件として、FIT 認定外かつ補助金交付設備であることが加わったため、前年比で 1%にも満たない数字となっている。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>平成 27 年度 適用総額 787,347,401 千円 減収額は 11,022 百万円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本税制措置により、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができる。また、再生可能エネルギーの導入により地域でのエネルギーの安定供給が図られるとともに、地域の産業創出や雇用確保等、地域活性化等の効果が期待できる。</p> <p>再生可能エネルギー発電設備の累積導入量は、平成 24 年 6 月末までで約 2,060 万 kW であったところ、さらに、平成 24 年 7 月に固定価格買取制度が開始して以降、平成 29 年 3 月末までに累計 3,539 万 kW の導入があり、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた各種施策の効果が現れている。</p> <p>平成 27 年度に実施したアンケート調査によると、固定価格買取制度の認定設備について、全体の約 7 割が特例措置を活用したと回答している。このことから、固定価格買取制度開始以降の導入量 3,539 万 kW のうち、本措置の対象設備導入量の約 2,521 万 kW 中、約 1764.7 万 kW において本税制措置による導入促進効果があったとみられる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>○エネルギー基本計画（平成 26 年 4 月） 再生可能エネルギーについては、2013 年から 3 年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。</p> <p>○長期エネルギー需給見通し（平成 27 年 7 月） 2030 年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を 22～24%とする。</p>
<p>ページ</p>	<p>42—4</p>

<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>再生可能エネルギーは、固定価格買取制度を中心とした様々な支援施策により導入が進みつつあるものの、安定供給やコストの面で課題も残っており、導入量もいまだ目標達成の途上にある。平成 27 年 7 月に策定された「長期エネルギー需給見通し」においては、2030 年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を 22～24%とするというさらに高い目標設定がなされた。この目標達成に向けて、研究開発や規制の合理化等の政策を動員して進めているところであり、本税制措置は設備導入促進を図る措置として、引き続き継続する必要がある。</p> <p>発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合(目標：2030 年度に 22～24%) (出典：総合エネルギー統計(確報値)、電力調査統計(確報値)等より資源エネルギー庁試算)</p> <p>※ () 内は水力を除く数値</p> <p>2012 年度 10.1% (2.9%)</p> <p>2013 年度 11.0% (3.5%)</p> <p>2014 年度 12.7% (4.7%)</p> <p>2015 年度 14.6% (6%)</p> <p>再生可能エネルギーの一次エネルギー供給に占める割合(国内供給量割合：%、目標：2020 年度までに 10%)</p> <p>2012 年度 4.3%</p> <p>2013 年度 4.4%</p> <p>2014 年度 4.7%</p> <p>2015 年度 4.9%</p> <p>(出典：平成 27 年度エネルギー需給実績)</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 21 年度 政府の補助を受けて取得された太陽光発電設備について、課税標準を 3 分の 2 とする特例措置が創設</p> <p>平成 23 年度 現状の「新エネルギー等事業者支援対策事業」の限定を解除し、対象設備を太陽光発電設備から再生可能エネルギー利用設備に拡充する要望をしたが改正ならず。現行の特例措置と同条件で適用期限を 1 年間延長の上、廃止(サンセット)。</p> <p>平成 24 年度 対象設備を再生可能エネルギー特別措置法に規定する認定発電設備として、「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置」の創設</p> <p>平成 26 年度 適用期限の 2 年延長</p> <p>平成 28 年度 適用期限を 2 年延長し、地熱発電設備、中小水力発電設備、バイオマス発電設備については軽減率を 1/3 から 1/2 へ深掘り。(※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に軽減率を設定できる「わがまち特例」を適用(太陽光、風力については 1/2～5/6 の間で設定。中小水力、地熱、バイオマスについては 1/3～2/3 の間で設定。))</p>
<p>ページ</p>	<p>42—5</p>